

参加しよう!

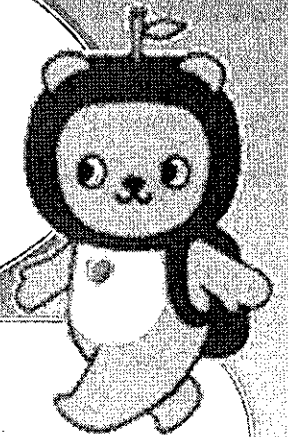


いじめ防止 子どもサミットNAGANO

とき 平成30年11月17日(土)

10:00~15:00

場所 長野県総合教育センター(塩尻市)



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

★ いじめ防止の取組を紹介しあいます。

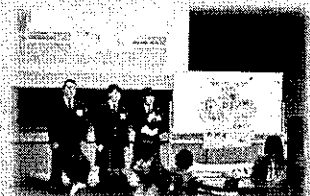
・ 掲示物やステージ発表で紹介します。(3人1組のチーム)

★ いじめの問題について、他の学校の仲間と意見を交換して、
自分の考えを深めます。

★ 長野県代表に選ばれると、全国サミットへ出場します。

・ 全国サミットは平成31年1月 東京の文部科学省で開催されます。

まずは先生に相談してみよう! (開催要項で詳細確認)



参加校募集中

高校生ICT Conference 2018

高校生の声を政府に届けよう！

in
長野

◇日時：2018年9月29日（土）10:00-17:00

◇場所：安曇野市明科公民館（長野県安曇野市明科中川手6824番地1）

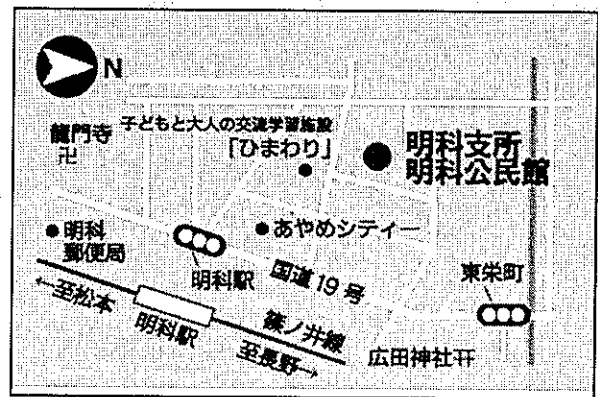
高校生 ICT Conferenceは、高校生が身近なスマホやインターネットについて、これまでの経験や知識、意見を出し合っ、世の中の課題解決に有効な活用方法を目指します。みんなの議論をサミットで取りまとめて、内閣府、総務省、文部科学省など政府に提言します！
この活動を通して、あなたの声を政府に届けませんか？

[開催テーマ]

社会で活躍するためのICT活用法 ～18才成人化を控えて～

《プログラム 概要》

| | |
|--------|---|
| 9:30～ | 開場、受付開始 |
| 10:00～ | 開会の挨拶 |
| 10:15～ | 第一部:ICTに関する講演 |
| 11:00～ | 第二部: Conference I グループ分け 移動 アイスブレイク 議論 |
| 12:00～ | 休憩 |
| 13:00～ | 第二部: Conference II 議論 |
| 15:45～ | 第三部:グループ発表 |
| ～17:00 | 閉会式 |



※当日のプログラムは都合により変更される場合があります。

参加・参観無料[要事前登録] <https://www.good-net.jp/ict-conference/2018/>

※参観のみご希望の場合も、上記URLもしくは右記QRコードより事前申し込みください。

※申込多数の場合、人数制限を行わせていただく可能性もございますのでご了承ください。



当日の運営は、主催者側が行いますが参加各校のご協力をお願いいたします。

参加校の先生方には、「当日の引率」をお願い致します。

※昼食は各自持参・交通費は自己負担でお願いします。

※高校生がテーマに沿った議論を実施し、グループ発表後、サミットへ行く代表者を選抜します。

サミットにより提言をまとめ、代表者を決め、関係府省庁で発表を予定しています。

高校生 ICT Conference サミット 2018年11月3日（土祝）午後 於：東京

最終報告会 2018年12月（予定） 於：関係府省庁 他

主催：高校生ICTカンファレンス実行委員会（構成団体）：長野県教育委員会、安心ネットづくり促進協議会、大阪私学教育情報化研究会、一般財団法人草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会

共催予定：内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、消費者庁

後援予定：一般社団法人全国高等学校PTA連合会、全国高等学校情報教育研究会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会、一般財団法人マルチメディア振興センター、特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構、独立行政法人情報処理推進機構、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会、一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構（順不同）

問合せ先：長野県教育委員会事務局 心の支援課

TEL: 026-235-7450 Mail: kokoro-j@pref.nagano.lg.jp

高校生ICT Conference実行委員会 事務局

TEL: 03-3562-8850 Mail: ict@anshinkyo.jp

弁護士によるいじめ防止授業

心の支援課

1 経緯

いじめが起きてからの事後対応では、すでに、被害を受けた子どもは重大な人権侵害を受けてしまったり、法的な対応でしか解決できない重篤ないじめの案件に発展したりすることもある。そこで、東京の弁護士会有志が、いじめ防止対策推進法の趣旨を受け、学校におけるいじめ防止のための教育の一助として関わるができないか考え、10年ほど前から出前授業を始めた。

本県では、平成26年に長野県弁護士会子どもの権利委員会及び法教育委員会の有志により始められた。H28年度から県教育委員会では、心の支援課人権支援係の「人権教育講師派遣事業」として位置づけ、授業の内容をともに考えたり、講師にかかる費用を負担したりしている。

昨年度は、人権・道徳教育に係る実践研究を推進している18小学校、30クラスで授業を実施。本年度は、全県の小学校を対象に希望調査をして決定した23校、44クラスで実施したい。

2 授業の目標

- (1) いじめが人権侵害であることを、身近な例を通して理解する。
- (2) 個性や考え方の違いがいじめを正当化する理由にはならず、いじめは絶対に許せないものであることを理解するとともに、互いを尊重する態度を養う。
- (3) いじめをなくすために何ができるのか考え合うとともに実践が可能となる環境を醸成する。

3 本年度の実施計画

- (1) 実施時期 8月～12月
- (2) 実施学級 小学校5・6年生を対象とし、学級ごと、2時間続きの実施
- (3) 実施校の決定
 - ・全県の小学校に希望調査を発送し、希望校47校110クラスのなかから弁護士会にて調整、実施校を決定（実施校には、決定通知を送付済み）
- (4) 今年度の実施校 23校 44クラス

| 市町村 | 学校名 | 学年 | 学級数 | 市町村 | 学校名 | 学年 | 学級数 |
|------|---------|----|-----|------|---------|----|-----|
| 小諸市 | 坂の上小学校 | 5 | 2 | 駒ヶ根市 | 東伊那小学校 | 6 | 1 |
| 佐久市 | 臼田小学校 | 6 | 1 | 阿南町 | 富草小学校 | 6 | 1 |
| 佐久市 | 青沼小学校 | 6 | 1 | 岡谷市 | 上の原小学校 | 5 | 1 |
| 佐久市 | 佐久城山小学校 | 6 | 2 | 岡谷市 | 岡谷田中小学校 | 6 | 3 |
| 上田市 | 東塩田小学校 | 6 | 1 | 飯山市 | 泉台小学校 | 5 | 1 |
| 上田市 | 西内小学校 | 6 | 1 | 長野市 | 朝陽小学校 | 5 | 4 |
| 上田市 | 長小学校 | 5 | 1 | 長野市 | 戸隠小学校 | 6 | 1 |
| 上田市 | 北小学校 | 5 | 3 | 長野市 | 芹田小学校 | 6 | 4 |
| 安曇野市 | 明南小学校 | 6 | 2 | 長野市 | 三本柳小学校 | 6 | 4 |
| 安曇野市 | 穂高南小学校 | 5 | 3 | 長野市 | 七二会小学校 | 5 | 1 |
| 松本市 | 筑摩小学校 | 6 | 2 | 長野市 | 松ヶ丘小学校 | 6 | 2 |
| 伊那市 | 美篤小学校 | 6 | 2 | | | | |

スクールカウンセラー事業

心の支援課

1 事業目的

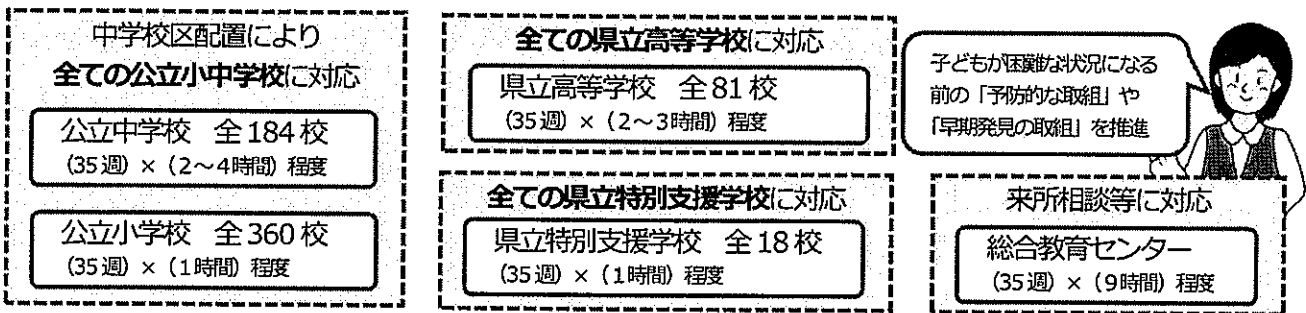
全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の不安や悩みを早期に発見し、適切かつ迅速に対応できるスクールカウンセラー（臨床心理士等）を配置し、各学校における教育相談体制の充実を図る。

2 事業内容

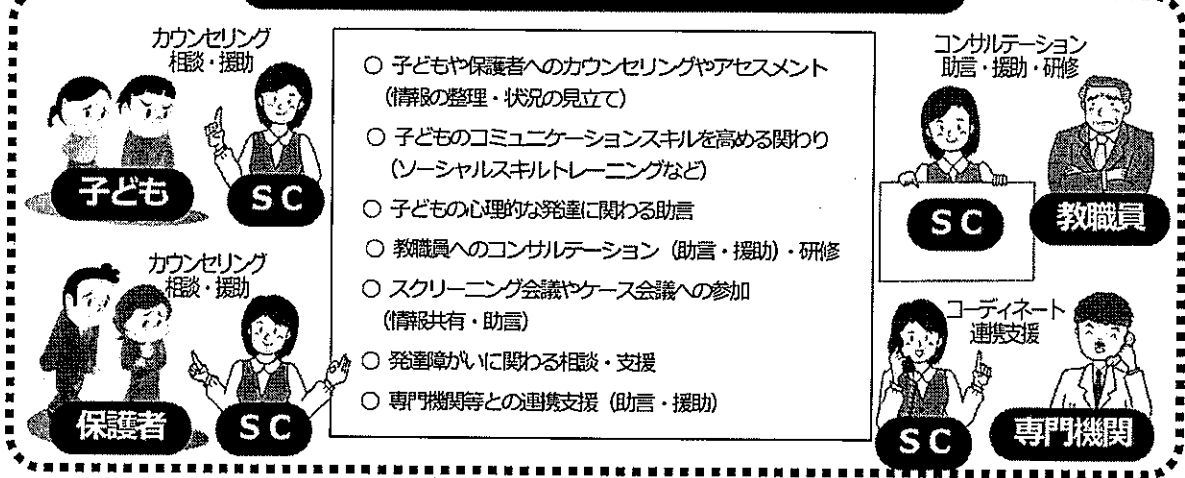
(1) 相談支援業務

- 児童生徒及び保護者等を対象とした相談・支援
- 教職員を対象とした助言・援助・研修等
- 専門機関等との連携支援及び連携に関わる助言・援助

教育事務所や市町村教育委員会等との連携により「チームとしての学校教育相談体制」を推進



スクールカウンセラーの役割 (活動イメージ)



(2) 連絡会議・研修会等の実施

スクールカウンセラーとの情報共有や資質向上を図るため、連絡会議及び研修会を実施する。(年2回)

(3) 緊急スクールカウンセラー等派遣事業

長野県北部の地震により被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、福祉保健部局等の関係機関との連携調整等を行うため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを被災児童生徒が在籍する学校へ派遣する。

(4) 緊急対応カウンセリング等の実施

緊急事態（自殺や自殺未遂等）の発生時に、カウンセラー等を派遣。児童生徒に対するカウンセリング、学校関係者や保護者に対する事後対応の助言・援助等を行うことにより、児童生徒への動揺の広がりをおさえ、心の健康の回復を支援する。

3 平成30年度予算額 1億7059万8千円

スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業

心の支援課

1 事業目的

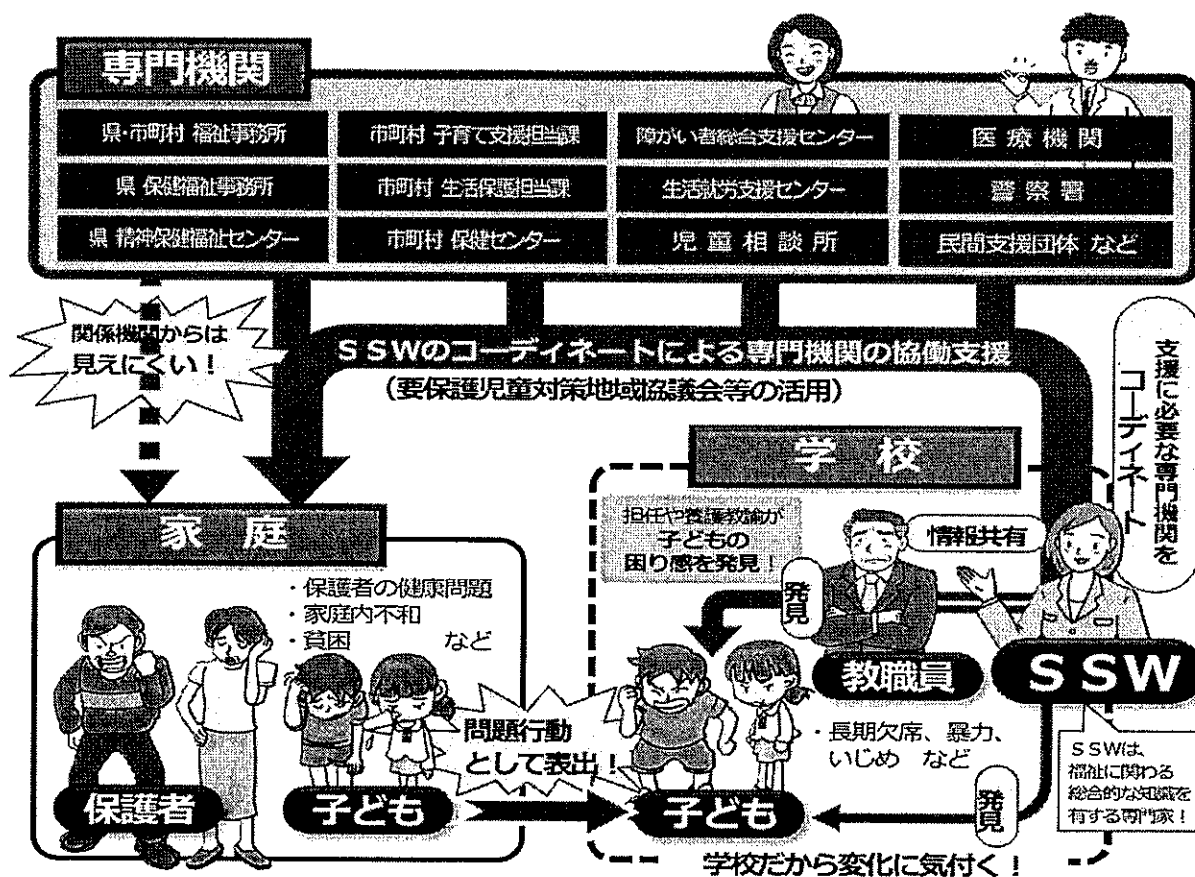
いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対応するため、社会福祉や精神保健福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、地域や専門機関等と連携して困難を抱える児童生徒を取り巻く環境の改善に向けた総合的な支援をする。

2 事業内容

5教育事務所（東信、南信、南信飯田、中信、北信）にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、教育事務所に「いじめ・不登校地域支援チーム」を組織し、教育事務所長の指示により市町村教育委員会や学校からの派遣要請に応じ、生徒指導専門指導員やいじめ・不登校相談員等と協力して、学校だけでは解決困難なケースに対応する。

【主な業務】

- ・福祉に関する専門的な助言を必要とするケースに介入し、関係機関との連携や調整を行う。
- ・地域における支援体制の整備を図る。（要保護児童対策地域協議会の活用）



3 平成 30 年度予算額 7904万9千円

| 【拡充内容】 | H28 | H29 | H30 |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 配置時間（総時間数） | 10,071 時間 | 13,365 時間 | 16,911 時間 |
| 配置人数 （1人あたり 553 時間の場合） | 18人 | 24人 | 30人 |

（H21年度4人、H22年度から5人、H25年度から8人を配置）

学校生活のなやみ、いつでもどうぞ



いじめをやめてほしい

あの子大丈夫かな？

気持ちが楽になった

学校へ行きたくない

話してよかった

平成29年度 長野県教育委員会 人権意識の高揚を目指すポスター
 「いじめ防止啓発賞」 小山 華生さん (長野市立下氷鉦小学校)

学校生活相談センター

24時間 0120-0-78310

お金はかかりません
 秘密は守られます

[24時間子どもSOSダイヤル]
 メール gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp

メールはお返事するまでに数日かかることもあります。お急ぎの場合は電話相談窓口をご利用ください

長野県教育委員会





中高生等を対象にしたLINE相談窓口 「ひとりで悩まないで@長野」を開設します

昨年度に引き続き、中学生と高校生を対象に、学校生活のこと、友だちのことなどをLINEで相談できる「ひとりで悩まないで@長野」を、下記により期間限定で開設します。

学校生活のこと 友だちのこと あなたの悩み LINEでどうぞ
「ひとりで悩まないで@長野」

○ 開設期間・受付時間 期間限定

【Ⅰ期】7月 1日(日)～7月29日(日) 17時から21時
【Ⅱ期】8月18日(土)～9月17日(月) 17時から21時



○ 対象者(相談できる人)

長野県に在住する次の学校に通学する生徒
(中学校、義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中等部・高等部、専修学校高等課程等)

○ 相談方法

6月下旬に各学校より配付される「ひとりで悩まないで@長野」周知カードに記載されているQRコードを、友だち登録する。

LINE相談窓口は期間限定ですが、下記の相談窓口は、常設で相談を受け付けておりますので利用してください。

| | | |
|----------------------|--------------------------------|------------|
| 学校生活相談センター | 0120-0-78310 | 24時間受付 |
| | gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp | |
| 子ども支援センター(子ども専用ダイヤル) | 0800-800-8035 | 月～土10時～18時 |
| | kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp | |

確かな暮らしが営まれる美しい信州
～学びと自治の力で拓く新時代～

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中



2018.8.7～8.11

2018信州総文祭



大倉マスコット
キャラクター
信州なび助

長野県教育委員会事務局 心の支援課
人権支援係
(課長)小松 容(担当)尾台 弘枝
電話 026-235-7450(直通)
FAX 026-235-7484
E-mail kokoro@pref.nagano.lg.jp

長野県学校支援チームについて

心の支援課

1 趣 旨

児童生徒の生徒指導上の問題や課題の解決に向け、学校・教育委員会が的確に対応するため、医師・弁護士・心理士・福祉関係者など外部有識者からなる「学校支援チーム」の専門的な支援と助言、学校向けの指導資料等への助言、市町村との連絡調整等を行い、学校・家庭・地域社会等における児童生徒の健全育成に資することを目的とする。

2 組 織

委員は、次に掲げる者をもって構成する。

・学識経験者 ・ 弁護士 ・ 医師 ・ 心理関係者 ・ 福祉関係者 ・ その他

3 内 容

(1) 「長野県学校支援チーム」による学校の諸課題への指導・助言

① 「長野県学校支援チーム」専門家からの助言（電話・メール相談）

学校が対応に苦慮しているケースについて、県教育委員会が支援チームのメンバーに、電話やメールで専門家の立場からの助言を求める。

② 「長野県学校支援チーム」専門家の緊急派遣

事案がさらに深刻な場合、支援チームのメンバーを直接派遣して対応する。

③ 「長野県学校支援チーム」専門家による事例検討会

児童生徒の生徒指導上の諸問題に解決に向け、学校支援チーム専門家の講義を通して、教育委員会事務局指導主事がスキルを身につけ、電話相談、学校訪問等の際に適切に活かせるようにする。

(2) 「生徒指導総合連絡会議」による未然防止・早期発見の取組

① いじめ、不登校、自殺対策等の未然防止・早期発見のための取組について、外部専門家の立場から助言を求める。

② 学校に配布する指導資料等について、外部専門家の立場から助言を求める。

③ 市町村教委との連絡会議等により未然防止・早期発見に取り組む。

④ 個別の事案について、対応や対策を外部専門家の立場から助言を求める。

(3) 「長野県学校支援チーム」による重大事態への調査支援

いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法第 28 条及び長野県いじめ防止対策推進条例第 15 条に基づき、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者を学校に派遣し、学校の重大事態に係る事実関係を明確にする調査を支援する。

※重大事態（同法第 28 条）

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（例）○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（例）○年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査

※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合